

経済産業省 「再生可能エネルギー電子申請」 のしかた

運転費用報告のご案内 (10kW以上)

2019 / 08 / 20 | ver.2.0

時を経ても、続く価値を。

セキスイハイム[®]
Unit Technology for the Future

0 | ご確認事項

本資料は、経済産業省 公式の操作マニュアルの補助としてご使用ください。
入力作業を始める前に、必要な情報が揃っているかどうか、下記のご確認をお願いいたします。

- JPEA発行の「ログインID・パスワード」
- セキスイハイム発行の「契約書付帯のお見積書・明細」

※ ログインID・パスワードがご不明の場合は、JP-ACにお問い合わせください。

※ お見積書が手元がない場合は、お近くの窓口にお問い合わせください。

※ この報告をするには、先に「設置費用報告」の提出が必要です。

セキスイハイムのオーナーサポート | お近くの窓口 ▶



<https://www.sekisuiheim-owner.jp/inquiry/>

1 | 申請の準備

経済産業省「再生可能エネルギー電子申請」のホームページにアクセスしてください。



こちらのQRコードでアクセス
できますが、スマートフォンには
最適化されていません

<https://www.fit-portal.go.jp/>

固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請

重要なお知らせ

2019年03月04日

再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報公表のお知らせ NEW

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第5項に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報について、本日以下のFITポータル内のウェブページに公表いたしました。

事業計画認定情報 公表用ウェブサイト
<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>

今回、公表する認定情報は、12月31日時点にて新規認定を受けている、または新制度への移行手続が完了した再生可能エネルギー発電設備に係る情報であり（ただし今回は紙媒体での新規申請、変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出、廃止届出は11月30日時点の情報となっております。）、当該日時点において、新規認定申請中の案件及び新制度への移行手続が完了していない案件（電源接続案件募集プロセス等、事業計画の提出が猶予されている案件を含む）は公表対象になっておらず、今後、認定手続が完了したものについては、一ヶ月ごとに情報を更新し、公表してまいります。

2019年01月17日

再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報公表のお知らせ

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第5項に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報について、本日以下のFITポータル内のウェブページに公表いたしました。

事業計画認定情報 公表用ウェブサイト
<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>

今回、公表する認定情報は、11月30日時点にて新規認定を受けている、または新制度への移行手続が完了した再生可能エネルギー発電設備に係る情報であり（ただし今回は紙媒体での新規申請、変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出、廃止届出は9月30日時点の情報となっております。）、当該日時点において、新規認定申請中の案件及び新制度への移行手続が完了していない案件（電源接続案件募集プロセス等、事業計画の提出が猶予されている案件を含む）は公表対象になっておらず、今後、認定手続が完了したものについては、一ヶ月ごとに情報を更新し、公表してまいります。

2019年01月07日

電子申請マイページ

ログイン
認定申請・定期報告

新規登録

- > 太陽光発電設備にかかるログインID・パスワードを忘れた方
- > インターネットを通じた申請ができない方
- > 太陽光パネル型式リスト (PDF)
- > 操作マニュアル

- > 1. 新規申請手続における提出書類に係る参考様式
- > 2. 変更認定申請又は届出手続における提出書類に係る参考様式

システム操作に関するお問い合わせ

ここを押して
操作マニュアル一覧へ

2 | 定期報告操作マニュアルのダウンロード

操作マニュアルのダウンロードページ下部にある「定期報告 操作マニュアル」を押してください。



こちらのQRコードでアクセス
できますが、スマートフォンには
最適化されていません

<https://www.fit-portal.go.jp/Manual>

固定価格買取制度 

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアルのダウンロード

ユーザ登録に関するマニュアル

- ・再生可能エネルギー電子申請 操作マニュアル (ユーザ登録) .pdf

認定申請に関するマニュアル

- ・再生可能エネルギー電子申請 操作マニュアル (認定申請 : 太陽光10kW未満) .pdf
- ・再生可能エネルギー電子申請 操作マニュアル (認定申請 : 太陽光10kW以上50kW未満) .pdf

中略

定期報告に関するマニュアル

- ・定期報告 操作マニュアル (太陽光10kw未満) .pdf
- ・定期報告 操作マニュアル (太陽光10kw以上) .pdf

こちらを押して
PDFをダウンロードしてください。

トップへ戻る

3 | 運転費用報告の申請

ダウンロードしていただいたマニュアル「定期報告 操作マニュアル（太陽光発電10kW未満）」（p.1～p.14、p.33～p.50）に従って申請してください。



目次	
1.はじめに	
1-1.定期報告のフロー	
1-2.定期報告のタイミング	
1-3.定期報告の起点	
1-4.入力に関する注意事項	
2.ログインとログアウト	
2-1.ログイン	
2-2.ログアウト	
3.定期報告の手続き	
3-1.定期報告の新規作成	
3-2.設置費用の登録	
3-3.運転費用の登録	
3-4.増設費用の登録	
4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き	
4-1.定期報告の確認	
4-2.定期報告の編集/再提出	
4-3.定期報告の取り下げ	



4 | ログイン (p.7~p.8)

ログイン画面では、**ログインID**、**パスワード**の入力が必要となります。

ID、パスワードがご不明な場合は、JP-ACへお問合せください。

2.ログインとログアウト

2-1.ログイン

報告手続き等を行う場合
再生可能エネルギー電子申請ホームページ
にアクセスし、ログインを行います。

※ログイン方法は認定申請手続きを行う場合と同じとなります。
※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Internet Explorer 11、Google Chrome、Firefox、Safari

再生可能エネルギー電子申請ホームページ



[ログイン]をクリックします
ログイン画面へ進みます
※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

2017年07月21日
機能リリースに伴うシステムメンテナンスのお知らせ 重要なお知らせ NEW
再生可能エネルギー電子申請システムにおいて、2017年7月24日(月)9時から、下記の機能をリリースする予定のため、システムを停止させていただきます。メンテナンス作業を再開いたします。
(システムメンテナンス作業)

電子申請マイページ
ログイン
新規登録
ID・パスワードを忘れた方
インターネットを通じた申請ができない方
太陽光パネル型式リスト(PDF)
操作マニュアル

7



2.ログインとログアウト

2-1.ログイン(続き)

発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

ログイン画面



固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請

ログイン

新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル(PDF、ZIP)が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

1

ログインID
abcd0000

パスワード
●●●●●●●●

[ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

2

ログイン

[ログイン]をクリックします
マイページ画面が表示されます。

対応ブラウザ： Microsoft Edge、Internet Explorer 11、Google Chrome、Firefox、Safari

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。 > 新規登録へ

8

5 | 定期報告の新規作成 (p.11~p.14)

ログイン後、マイページが表示されます。右上の「定期報告」をクリックして、定期報告の新規作成をおこなきましょう。

3. 定期報告の手続き

3-1. 定期報告の新規作成

定期報告の新規作成手順について以下に示します。

マイページ

11



3. 定期報告の手続き

3-1. 定期報告の新規作成(続き)

定期報告を行う設備を検索します。

定期報告用設備一覧画面

12

6 | 対象期間 (p.38)

「年」は、報告を行いたい年を（毎年1年ずつ増やす）
「月」は、運転を開始した月を（毎年同じ）
を入力します。

（例）2017年5月に運転開始した場合

- 最初は「2017年5月」と入力
- 翌年は「2018年5月」と入力

3. 定期報告の手続き



3-3. 運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(1/5)

運転費用登録画面

運転維持費情報

当該発電設備の年間の運転に要した費用の内容を記載してください。また、外部委託等で一括計上される場合も、その内訳について項目毎に記載してください。
減価償却費は記載しないでください。

対象期間	必須	運転維持費の報告対象となる期間（一年間）の期初月と期末月を記載してください。 年 月～ 年 月 年は高麗4桁で記載してください。 ※現在月より期末月は記載できません。
土地等賃借料	必須	借地や他者所有の屋根に設置する際に実際の賃借料として支払った金額を記載してください。 万円/年 概要内訳
修繕費	必須	設備の修繕や機器交換に支払った金額を記載してください。 万円/年 修繕や機器交換を行った箇所 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール <input type="checkbox"/> 接続箱・充電箱 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナ <input type="checkbox"/> ケーブル、配電線管 <input type="checkbox"/> 架台、基礎 <input type="checkbox"/> 系統連系設備 <input type="checkbox"/> 出力制御装置 <input type="checkbox"/> 遠隔監視装置（センサ、通信機器含む） <input type="checkbox"/> その他 概要 ※前年と比べて特別な修繕を行った場合はチェックしてください。 特別な修繕の概要

対象期間の期初月を記載すると、自動で期末月が表示されます。

7 | 運転費用の登録 (p.39~p.41)

修繕費等、実際にかかった運転維持費がある場合には、その金額を入力してください。

3. 定期報告の手続き



3-3. 運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(2/5)

運転費用登録画面

保守点検費	必須	保守、保安、セキュリティ、メンテナンスに関する費用等について記載してください。 <input type="text"/> 万円/年 概要内訳 <input type="text"/>	
事務所経費	必須	事務所の維持費や各種申請費について記載してください。 <input type="text"/> 万円/年 概要内訳 <input type="text"/>	
人件費	必須	設備運営の為に要した社員人件費を記載してください。(電気主任技術者が社員の 場合、その人件費は「保守点検費」欄に記載してください。) <input type="text"/> 万円/年 概要内訳 <input type="text"/>	人件費とは、太陽光発電運営に携わった役員 報酬、社員給与、賞与を指します。 ただし、社員が保守点検等に携る業務をし、 それに対して払った対価は保守点検費欄に記 載してください。 ※太陽光発電以外に複数業種を運営している 場合、業務量や業務時間等で按分し、太陽光 発電業務分の人件費を記載してください。
保険料	必須	損害保険やモジュールメーカーの提供する有償保証等の年間費用を記載してくだ さい。 <input type="text"/> 万円/年 概要内訳 <input type="text"/>	太陽光発電設備に掛けられた保険料のみ記載 してください。その他設備と統合した保険で 区別できない場合、報告の必要はありません。

39

※ この項目は、大規模の地上設置設備に向けたものです。
一般家庭の屋根上設置の場合はほとんどの項目で費用が発生することはありません。
総額 0 円で報告することもあります。

8 | 廃棄費用の登録 (p.42)

初期費用の5%を廃棄費用として設定し、どのくらいの期間、月にいくら積み立てれば廃棄費用に充てられるか計算が必要です。

(例)システムの初期費用が300万円の場合

- 5%の15万円程度が廃棄費用の見通しになります。
- 毎月1000円積み立てているとすれば、240ヶ月×1000円として、20年間で24万円積み立てられるので問題はありません。

3. 定期報告の手続き



3-3. 運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(5/5)

運転費用登録画面

※ 各事業計画の廃棄費用見通しに対する積立金額の進捗を公表するために掲載します

積立開始時期及び終了時期

開始時期 年 月 未設定

終了時期 年 月 未了

積立金額 (本報告対象期間の積立金額)

第一月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	<p>【廃棄費用】 - 本報告対象とした場合、各事業計画の報告及び見通し欄に対する積立金額の進捗状況を公表します。</p> <p>【積立開始時期及び終了時期】 - 予定時期ではなく実績時期を記載してください。本報告欄「終了」の欄は、「未設定」あるいは「完了」を予めチェックしてください。</p> <p>【積立金額 (本報告対象期間の積立金額)】 - 積立開始時期と報告対象となる期間(1年)の第一月分から第十二か月まで入力してください。</p> <p>【例】 2016年度に稼働開始した場合 2016年度(第一月)から2016年度(第十二月)までは 第一月: 2017年1月 第二月: 2017年2月 第三月: 2017年3月 ...の毎月に入力して行った積立額を記載してください。</p> <p>【積立終了時期】 - 本報告の提出日時における廃棄積立額を掲載してください。</p>
第二月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第三月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第四月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第五月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第六月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第七月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第八月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第九月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第十月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第十一月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	
第十二月	<input type="text"/> 万円 (円換算)	

最終積立金額 万円 (円換算)

備考

42

※ この項目は、廃棄の金額が高額になる大規模の地上設置設備に向けたものです。家庭の屋根上設置の場合は、ほとんど意味がありません。

9 | 運転実績情報の登録 (p.43)

年間発電量、年間売電量を入力しましょう。

3. 定期報告の手続き



3-3. 運転費用の登録(続き)

[運転実績情報]を記載します。

運転費用登録画面

運転実績情報	
年間発電量	<input type="text"/> kWh/年
年間売電量	<input type="text"/> kWh/年
売電先の決定方法	<input checked="" type="radio"/> 入札により決定 <input type="radio"/> 入札以外により決定
	<small>※入札によって売電先を決定している場合は、当該入札により売電を始めた時期を記載してください。 入札による売電開始時期 <input type="text"/></small>
	<small>入札とは、公募による公開入札を指します。相見積りにより売電先を決定した場合は該当しません。</small>

電力モニター、HEMS等の実績値を入力しましょう。

入札とは、インターネットなどを使った公募による公開入札のことを指します。売電先の候補を絞り、相見積りにて決定した場合、入札には該当しません。

太陽光発電を屋根上設置しており、20kW未満である場合は、いずれも「していない」を選択しましょう。

3. 定期報告の手続き



3-3. 運転費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]を記載します。(1/3)

※報告日が最新の受理済の報告内容より[柵・塀の設置状況][標識の設置状況]の内容を引き継いで初期表示します。

運転費用登録画面

遵守事項実施報告	
柵・塀の設置状況	<p>☑ 柵内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵等の設置）を講じている</p> <p>☑ 柵内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵等の設置）を講じていない</p>
標識の設置状況	<p>☑ 標識を掲示している</p> <p>☑ 標識を掲示していない</p>

屋根上設置の場合、柵塀は必要ありませんので、「講じていない」を選択してください。

20kW未満の場合、標識は不要ですので、「標識を掲示していない」を選択してください。

11 | メンテナンス実施内容の登録 (p.45、47)

メンテナンス実施内容は、「実施している」に、「日常点検」「モニタリング(発電量測定システム)」にチェックを入れてください。

「日常点検」を選択すると、詳細項目が表示されますので、実際に目視点検を行った部位にチェックを入れてください。ご報告の年に、セキスイハイムによる定期点検が行われた場合は、「その他自主点検」にもチェックを入れてください。

3. 定期報告の手続き

3-3. 運転費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]を記載します。(2/3)

運転費用登録画面

「実施している」を選択

「日常点検」「モニタリング」を選択

[メンテナンス実施内容]を選択します

日常点検、その他自主点検を選択すると、どこを自主点検したかの詳細が選択できるようになります。
※次ページ以降を参照

3. 定期報告の手続き

3-3. 運転費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]を記載します。(3/3)

運転費用登録画面

[メンテナンス実施内容]で「日常点検」や「その他自主点検」を選択した場合

[メンテナンス実施内容]で「日常点検」を選択した際に表示される選択欄となります。

[メンテナンス実施内容]で「その他自主点検」を選択した際に表示される選択欄となります。

※ 「モニタリング」は、電力モニターやモジュールパネル、パワーコンディショナの目視で完了します。

12 | 一時保存ボタンの活用 (p.48)

細かい内容の申請が必要ですので、情報が不足している等の理由で申請完了できないケースも想定されます。申請を中断する場合は、はじめからやり直しにならないよう「一時保存」ボタンをご活用ください。

3. 定期報告の手続き

3-3. 運転費用の登録(続き)

[確認]事項を確認します。

運転費用登録画面

確認

登録者が報告する際は、設置者の同意を得た上で、報告手続きを行ってエネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に基づく報告手続人。

※設備設置者の名義等を無断で使用し、申請することは禁止されています。

※本システムを通じてなされた国への報告手続きについては、代行申請

※実際に支払った費用とは異なる費用が報告された場合、国において定

する特別措置法及び下位法令に基づき、認定の取り消しがありえる場

す。

※当該報告を巡り、設置者・登録者の間に生じた紛争については、国及び代行申請機関は一切関知せず、責任も及ばないことに同意します。

1 確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい
確認事項について十分に得た上で登録手続きを行います。
※確認事項全てに同意いただけない場合は報告を行うことはできません

戻る 一時保存 内容確認

一時保存の状態のまま90日が経過すると、自動的にデータは削除されます。

「戻る」ボタンをクリックすると、「定期報告区分選択画面」に戻ります。記載途中の内容は保存されません。

記載途中のデータを保存したい場合は「一時保存」ボタンをクリックしてください。

「内容確認」ボタンをクリックします
内容確認画面へ進みます。
※この時点ではまだ報告手続きは完了していません

前回の終了状態から再開できます。

※「一時保存」は、90日を過ぎると自動削除されます。

13 | お問い合わせに関して

ご不明な点につきましては、内容によって下記いずれかの窓口にお問い合わせください。

① 電子申請システム上のご不明点に関して

(例) 何を選択したらいいのかわからない、入力システムでエラーが出る、ID・パスワードがわからない

太陽光発電設備の定期報告に関するお問い合わせ窓口 ▶

一般社団法人 太陽光発電協会
JPEA代行申請センター(JP-AC)
〒105-0003
東京都港区西新橋2丁目23番1号 第3東洋海事ビル2階
TEL : 0570-07-8210
FAX : 03-3578-8082

② 情報のご不明点に関して

(例) 設置した機器の型番・金額がわからない
(セキスイハイム側でしかわからない製品に関する情報)

セキスイハイムのオーナーサポート | お近くの窓口 ▶



<https://www.sekisuiheim-owner.jp/inquiry/>